

---

# 市民相談のまとめ

---



令和3年度版  
市民相談課

## はじめに

本市では、市民の皆様が日常生活の様々な困りごと、悩みごとなどについて、気軽に相談ができ、安心して生活を送ることができるよう、相談体制を整備してきました。

具体的には、相続や離婚などの家庭問題、近隣とのトラブル、借地借家の問題、金銭問題など幅広い相談に対応しており、職員及び相談員による問題点の整理や一般的な解決方法のアドバイスに加え、各種専門家による相談日を設けて、専門的なアドバイスも行っています。

行政サービスに関する相談については、所管課が対応をする中で、業務改善の必要性等について検討し、より良いサービスにつなげるよう努めています。

また、消費者を取り巻く環境は、商品流通、サービスの広域化・国際化、インターネットや携帯電話の普及、ライフスタイルの多様化などにより、年々変化しています。

国は消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指し、平成21年9月に消費者庁を発足させました。

本市におきましても、相談窓口として消費生活センターを市民相談課内に設置し、消費者被害防止のための啓発活動及び相談業務を行っています。

この「市民相談のまとめ」は、令和3年度に市民相談課（消費生活センターを含む）に寄せられた相談の実績を取りまとめたものです。相談の傾向を分析し、市民ニーズを把握することで、適切な相談体制の整備及び啓発活動を検討する資料とします。

最後に、相談業務に御協力いただきました関係機関及び関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和4年7月

## 目次

|                                     | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| <b>1 市民相談</b>                       |     |
| (1) 令和3年度市民相談課相談一覧（消費生活センター相談業務を除く） | 1   |
| (2) 各種市民相談の概要                       | 3   |
| ① 市民相談                              | 3   |
| ② 建築紛争相談                            | 3   |
| ③ 多重債務相談                            | 4   |
| ④ 法律相談                              | 4   |
| ⑤ 行政相談                              | 5   |
| ⑥ 人権相談                              | 5   |
| ⑦ 税務相談                              | 6   |
| ⑧ 公証相談                              | 6   |
| ⑨ 遺言書と終活の相談（行政書士相談）                 | 7   |
| ⑩ 市民安全相談                            | 7   |
| ⑪ 不動産相談                             | 8   |
| ⑫ 分譲マンション管理相談                       | 8   |
| ⑬ 国県市合同行政相談                         | 9   |
| ⑭ 司法書士相談                            | 9   |
| ⑮ 交通事故相談                            | 10  |
| ⑯ 犯罪被害者等支援相談                        | 10  |
| ⑰ 防犯相談                              | 11  |
| ⑱ 公益通報相談                            | 11  |
| <b>2 令和3年度 相談受付状況</b>               |     |
| (1) 年度別相談内容の内訳                      | 12  |
| (2) 年度別各種相談件数と構成比                   | 13  |
| <b>3 市民要望</b>                       |     |
| (1) 市民要望一覧                          | 14  |
| ① 陳情・要望                             | 15  |
| ② わたしの提案                            | 16  |
| ③ 新型コロナウイルス関連の陳情・要望、わたしの提案          | 17  |
| <b>4 行政相談</b>                       |     |
| (1) 行政相談と行政相談委員について                 | 18  |
| (2) 国県市合同行政相談                       | 18  |
| <b>5 人権相談</b>                       |     |
| (1) 人権擁護委員                          | 19  |
| (2) 人権相談                            | 19  |
| <b>6 苦情等対応制度</b>                    |     |
| (1) 四半期ごとの苦情等の件数                    | 20  |
| (2) 各部の件数                           | 20  |
| (3) 項目別件数                           | 21  |
| (4) 業務改善                            | 21  |

## 目 次

### 7 消費生活センター

|                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 令和3年度 消費生活センター相談業務   | 23 |
| ① 消費生活相談                 | 23 |
| ② 消費生活法律相談               | 28 |
| ③ 家計あんしん相談               | 29 |
| ④ 多重債務相談                 | 30 |
| (2) 令和3年度 消費生活センターその他の業務 | 32 |
| ① 消費生活に関する講座などの実施状況      | 32 |

## 1 市民相談

### (1) 令和3年度 市民相談課相談一覧（消費生活センター相談業務を除く）

|   | 名称               | 相談内容                          | 相談日時                         | 担当者               |
|---|------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------|
| ① | 市民相談             | 市に対する意見や要望、各種相談の案内            | 月曜日～金曜日<br>8時30分～17時         | 市職員、市民相談員         |
| ② | 建築紛争相談（予約制）      | 中高層建築物に係る紛争の調整に関する事           | 原則として<br>毎月第3水曜日<br>13時～16時  | 建築紛争相談員           |
| ③ | 多重債務相談           | 多重債務問題について法的解決に関する事           | 月曜日～金曜日<br>8時30分～17時         | 市職員、消費生活相談員       |
| ④ | 法律相談（予約制）        | 相続・金銭・借地などの法律問題に関する事          | 火曜日・木曜日<br>10時～15時30分        | 弁護士               |
| ⑤ | 行政相談（予約制）        | 国・県・市などへの苦情・要望に関する事           | 毎月第2・4水曜日<br>13時～15時         | 行政相談委員            |
| ⑥ | 人権相談（予約制）        | 家族・近隣でのトラブルやいじめなどに関する事        | 毎月第2金曜日・<br>第4火曜日<br>13時～16時 | 人権擁護委員            |
| ⑦ | 税務相談（予約制）        | 相続・贈与・土地の売買などの税金問題に関する事       | 毎月第1・3水曜日<br>13時～16時         | 税理士               |
| ⑧ | 公証相談（予約制）        | 契約・遺言など公正証書の作成に関する事           | 毎月第2月曜日<br>13時～16時           | 公証人               |
| ⑨ | 遺言書と終活の相談（予約制）   | 遺言・相続・内容証明や市・県への許可申請手続きに関する事  | 毎月第4月曜日<br>13時～16時           | 行政書士              |
| ⑩ | 市民安全相談           | 家庭内での暴力・民事介入暴力などに関する事         | 月曜日～木曜日<br>9時～16時            | 市民安全相談員           |
| ⑪ | 不動産相談（予約制）       | 相続・贈与・地代・家賃の更新などの不動産に関する事     | 毎月第1・3金曜日<br>13時～16時         | 不動産鑑定士<br>宅地建物取引士 |
| ⑫ | 分譲マンション管理相談（予約制） | 管理組合の規約改正、修繕計画などに関する事         | 毎月第2金曜日<br>13時～16時           | マンション管理士          |
| ⑬ | 国県市合同行政相談        | 登記・税金・年金・相続・マンション管理や行政全般に関する事 | 年1回<br>13時～16時               | 各専門相談員            |

市民相談のまとめ

|   | 名称                         | 相談内容                          | 相談日時                           | 担当者                   |
|---|----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| ⑭ | 司法書士相談（予約制）                | 不動産や商業登記、成年後見制度登記などの手続きに関すること | 毎月第2火曜日<br>13時～16時             | 司法書士                  |
|   |                            |                               | 寒川町町民相談室<br>毎月第2金曜日<br>13時～16時 |                       |
| ⑮ | 交通事故相談                     | 交通事故に関すること                    | 月曜日～木曜日<br>9時～16時              | 市民安全相談員               |
| ⑯ | 犯罪被害者等支援相談<br>（面談については予約制） | 犯罪被害者等の悩みに関すること<br>（匿名での相談も可） | 毎月第1・3水曜日<br>10時～15時           | 被害者支援自助グループ<br>ピア・神奈川 |
|   |                            |                               | 月曜日～金曜日<br>8時30分～17時           | 市職員                   |
| ⑰ | 防犯相談                       | 防犯対策、地域防犯活動に関すること             | 月曜日～木曜日<br>9時～17時              | 市民安全相談員               |
| ⑱ | 公益通報相談                     | 外部の労働者等からの公益通報に関すること          | 月曜日～金曜日<br>8時30分～16時           | 市職員                   |

◇令和3年度月間実施状況◇

|     | 月曜日  | 火曜日              | 水曜日                                     | 木曜日   | 金曜日                   |
|-----|--|------------------|---|-------|-----------------------|
| 1週目 |  | ④法律相談            | ⑦税務相談<br>⑯犯罪被害者等支援相談（ピア・神奈川）            | ④法律相談 | ⑪不動産相談                |
| 2週目 | ⑧公証相談  | ④法律相談<br>⑭司法書士相談 | ⑤行政相談                                   | ④法律相談 | ⑥人権相談<br>⑫分譲マンション管理相談 |
| 3週目 |  | ④法律相談            | ②建築紛争相談<br>⑦税務相談<br>⑯犯罪被害者等支援相談（ピア・神奈川） | ④法律相談 | ⑪不動産相談                |
| 4週目 | ⑨遺言書と終活の相談                                     | ④法律相談<br>⑥人権相談   | ⑤行政相談                                   | ④法律相談 |                       |
| 毎週  | ①市民相談 ③多重債務相談 ⑯犯罪被害者等支援相談（市職員） ⑱公益通報相談（月曜～金曜日） |                  |   |       |                       |
| 毎週  | ⑩市民安全相談 ⑮交通事故相談 ⑰防犯相談（月曜～木曜日）                  |                  |   |       |                       |

※相談日が祝日、年末年始に当たる場合は開催されません。

(2) 各種市民相談の概要

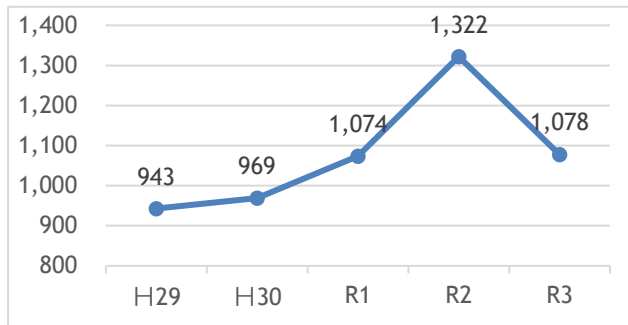
① 市民相談

(月曜日～金曜日 8:30～17:00)

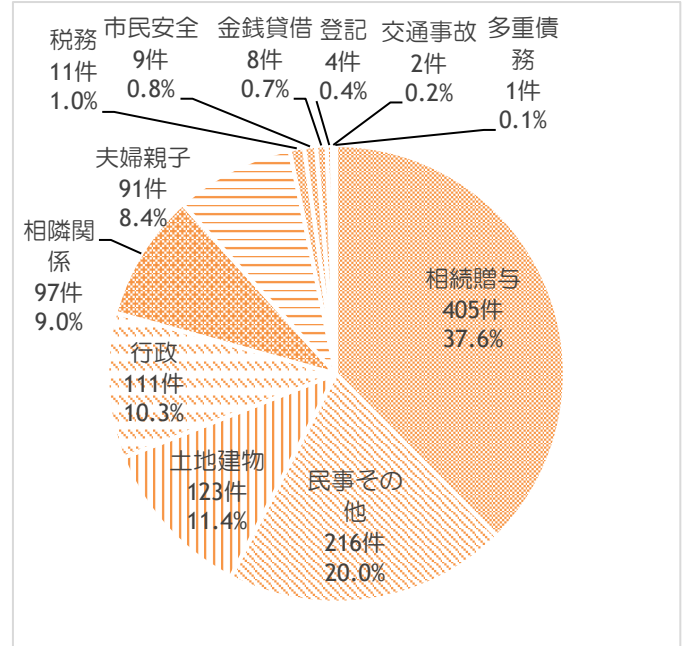
市民の日常生活に係る問題について、市職員、市民相談員が相談に応じています。令和3年度の相談件数は1,078件で前年度と比較して244件減少しています。

主な内容の内訳は、相続・贈与関係が一番多く、続いて民事・その他、土地建物となっています。

◇過去5年の件数の推移



◇相談内容の内訳



◇相談件数の前年度比 (%)

| R2    | R3    | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 1322件 | 1078件 | 81.5% |

◇開設数

| H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|------|------|------|------|------|
| 244回 | 244回 | 244回 | 243回 | 246回 |

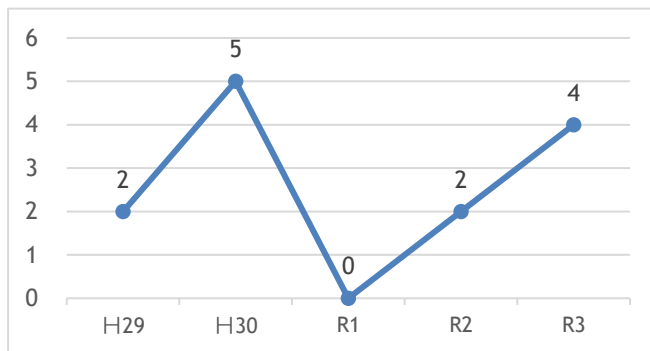
② 建築紛争相談

(第3水曜日 13時～16時 予約制)

中高層建築物いわゆるマンション等の建設に際し、住民と事業主間のトラブルについて、建築紛争相談員が中立的立場から相談に応じています。

令和3年度の相談件数は4件で前年度より2件増加しています。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比 (%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 2件    | 4件    | 200% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2 | R3 |
|-----|-----|-----|----|----|
| 12回 | 12回 | 12回 | 2回 | 4回 |

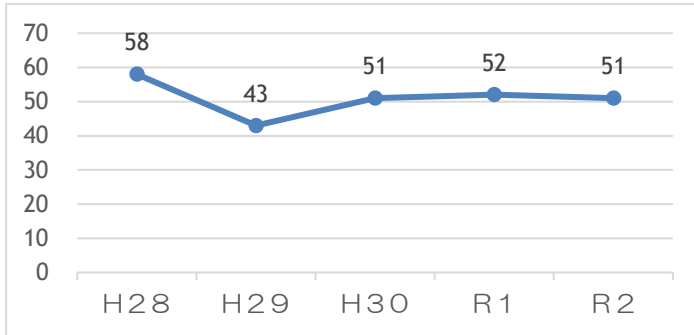
※令和2年度から、予約がない場合は開設していません。

### ③ 多重債務法律相談

(令和3年度は休止)

クレジットや消費者ローン等数カ所から借金をして返済が困難になっているいわゆる「多重債務者」からの相談について、弁護士が相談に応じています。令和3年度は、事業が休止となりました。

◇過去5年の件数の推移(参考)



※予約がない場合は開設していません。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 51件   | —     | —    |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2  | R3 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 23回 | 20回 | 19回 | 19回 | —  |

◇相談内容の内訳

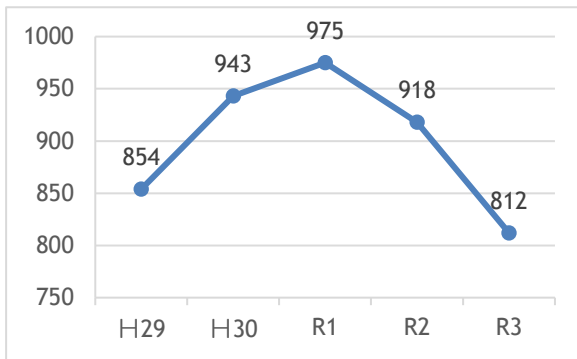
| 金銭貸借 | 合計 |
|------|----|
| —    | —  |

### ④ 法律相談

(火曜日及び木曜日 10:00~15:30 予約制)

市民の日常生活で生じる法的な問題について、弁護士が相談に応じています。令和3年度の法律相談件数は、前年度より106件減少し、812件でした。主な内容の内訳は、相続贈与関係が一番多く、民事・その他、土地建物となっています。

◇過去5年の件数の推移



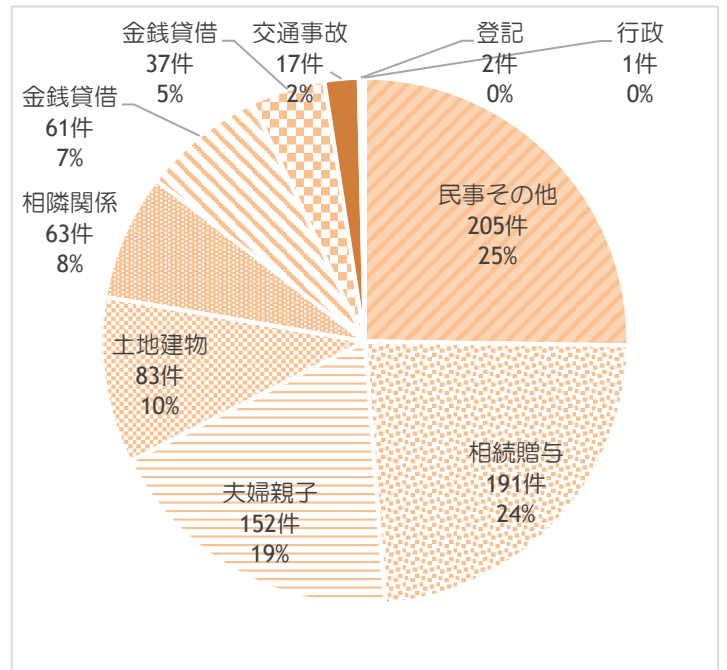
◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 918件  | 812件  | 88.4% |

◇開設数

| H29  | H30  | R1   | R2   | R3  |
|------|------|------|------|-----|
| 127回 | 124回 | 123回 | 118回 | 99回 |

◇相談内容の内訳



| 民事その他 | 相続贈与 | 夫婦親子 | 土地建物 | 相隣関係 | 金銭貸借 | 金銭貸借 | 交通事故 | 登記 | 行政 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|
| 205件  | 191件 | 152件 | 83件  | 63件  | 61件  | 37件  | 17件  | 2件 | 1件 |

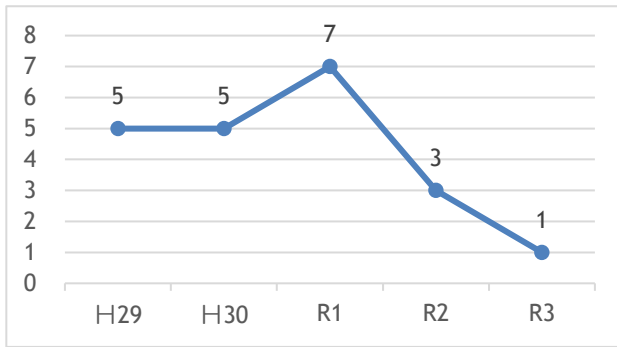


⑤ 行政相談

(第2・4水曜日 13:00~15:00 予約制)

国・県・市が行う業務のほか関係機関など広い範囲に関することで要望したいこと、困っていることについて、行政相談委員が、市民の身近な相談窓口として相談に応じています。令和3年度の相談件数は、国や県の業務に対する要望等が1件ありました。

◇過去5年の件数の推移



※令和2年度から、予約がない場合は開設していません。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 3件    | 1件    | 33.3% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2 | R3 |
|-----|-----|-----|----|----|
| 23回 | 23回 | 21回 | 3回 | 5回 |

◇相談内容の内訳

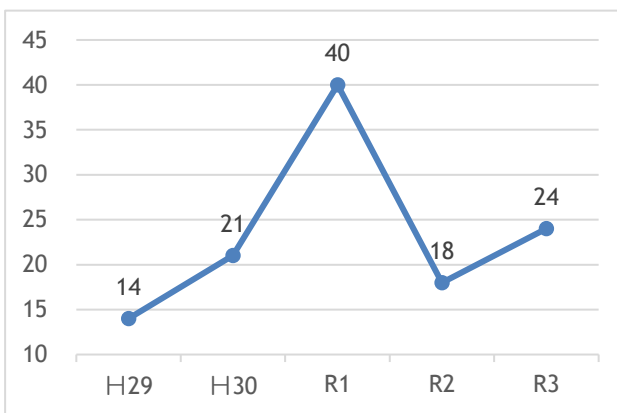
| 行政 | 合計 |
|----|----|
| 1件 | 1件 |

⑥ 人権相談

(第2金曜日及び第4火曜日 13:00~16:00 予約制)

夫婦親子関係・近隣関係のトラブル、体罰やいじめ、インターネットにおけるプライバシーの侵害などについて、法務省より委嘱された人権擁護委員が相談に応じています。令和3年度の相談件数は24件で前年度より6件増加しています。主な相談内容は、夫婦・親子関係、相隣関係、民事・その他となっています。

◇過去5年の件数の推移



※予約がない場合は開設していません。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比   |
|-------|-------|--------|
| 18件   | 24件   | 133.3% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 24回 | 17回 | 23回 | 11回 | 14回 |

◇相談内容の内訳

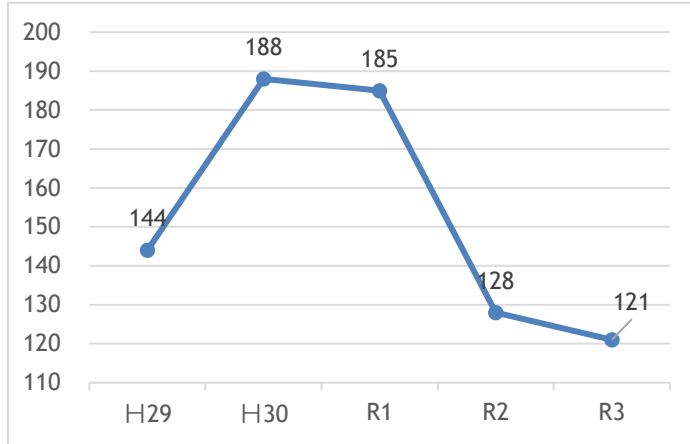
| 夫婦・親子 | 相隣関係 | 民事・その他 | 合計  |
|-------|------|--------|-----|
| 12件   | 9件   | 3件     | 24件 |

⑦ 税務相談

(第1・3水曜日 13:00~16:00 予約制)

税務全般について、税理士が相談に応じています。令和3年度の相談件数は121件で前年度より7件減少しています。

◇過去5年の件数の推移



※新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 128件  | 121件  | 94.5% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 31回 | 35回 | 34回 | 27回 | 22回 |

◇相談内容の内訳

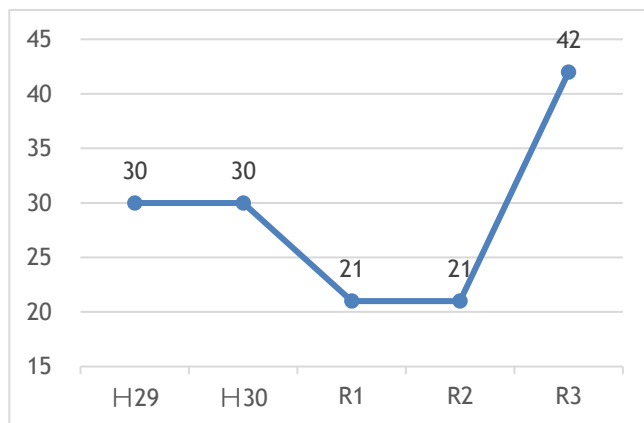
| 税務   | 合計   |
|------|------|
| 121件 | 121件 |

⑧ 公証相談

(第2月曜日 13:00~16:00 予約制)

公正証書の作成等について、公証人が相談に応じています。令和3年度の相談件数は42件で前年度と同様です。大切な契約・遺言を公正証書で残したいときや、公証役場の利用の仕方分からないことがある等の相談が主なものとなっています。主な相談内容は、相続・贈与関係となっています。

◇過去5年の件数の推移



※予約がない場合は開設していません。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 21件   | 42件   | 200% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2 | R3  |
|-----|-----|-----|----|-----|
| 12回 | 12回 | 10回 | 9回 | 12回 |

◇相談内容の内訳

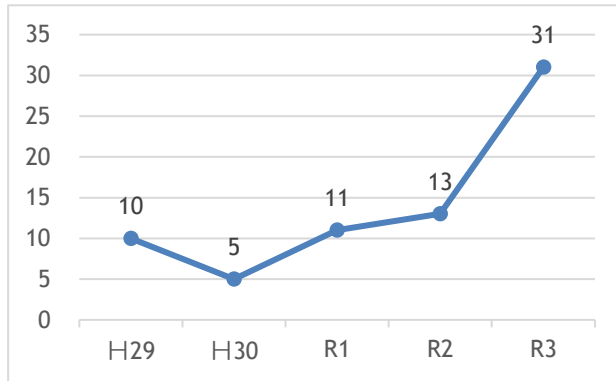
| 相続贈与 | 金銭貸借 | 夫婦親子 | 民事その他 | 合計  |
|------|------|------|-------|-----|
| 38件  | 1件   | 2件   | 1件    | 42件 |

⑨ 遺言書と終活の相談(行政書士相談)

(第4月曜日 13:00~16:00 予約制)

財産管理の支援、相続手続、示談書の作成等について、行政書士が相談に応じています。令和3年度の相談件数は31件で前年度より18件増加しています。主な相談内容は、相続・贈与関係となっています。

◇過去5年の件数の推移



※予約がない場合は開設していません。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 13件   | 31件   | 238% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2 | R3  |
|-----|-----|-----|----|-----|
| 12回 | 10回 | 10回 | 6回 | 12回 |

◇相談内容の内訳

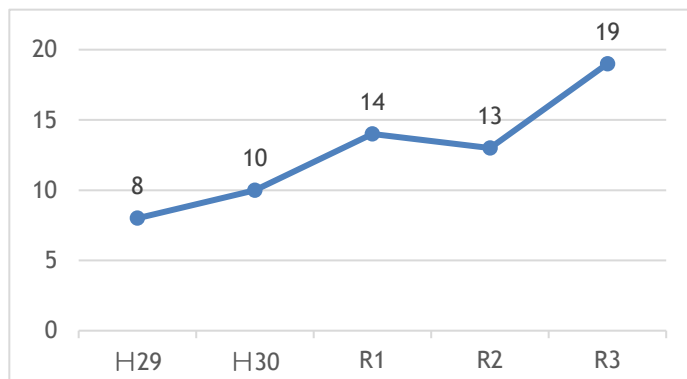
| 相続贈与 | 夫婦親子 | 民事その他 | 登記 | 合計  |
|------|------|-------|----|-----|
| 27件  | 1件   | 2件    | 1件 | 31件 |

⑩ 市民安全相談

(月曜日~木曜日 9:00~16:00)

暴力行為、その他の市民の日常生活を脅かす行為等について、市民安全相談員が相談に応じています。令和3年度の相談件数は19件で前年度より6件増加しています。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 13件   | 19件   | 146% |

◇開設数

| H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|------|------|------|------|------|
| 195回 | 194回 | 167回 | 170回 | 170回 |

◇相談内容の内訳

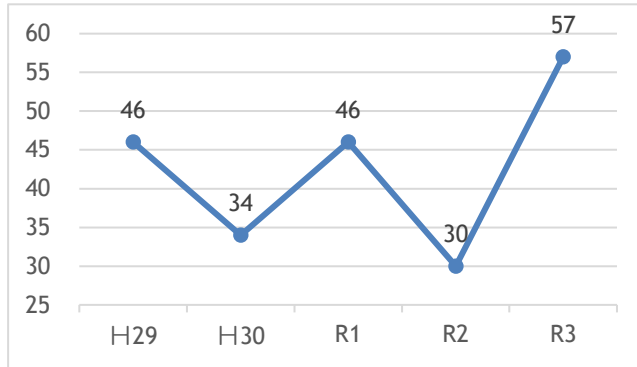
| 市民安全 | 合計  |
|------|-----|
| 19件  | 19件 |

⑪ 不動産相談

(第1・3金曜日 13:00~16:00 予約制)

相続、贈与、家賃の更新など不動産に関することについて、不動産鑑定士・宅地建物取引士が相談に応じています。令和3年度の相談件数は57件で前年度より27件増加しています。主な相談内容は、土地・建物関係となっています。

◇過去5年の件数の推移



※新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比(%) |
|-------|-------|---------|
| 30件   | 57件   | 190.0%  |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 21回 | 19回 | 19回 | 13回 | 22回 |

◇相談内容の内訳

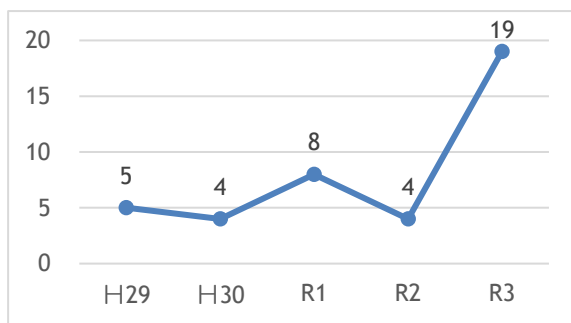
| 相続贈与 | 土地建物 | 合計  |
|------|------|-----|
| 3件   | 54件  | 57件 |

⑫ 分譲マンション管理相談

(第2金曜日 13:00~16:00 予約制)

水漏れによる住民トラブルなどについて、マンション管理士が相談に応じています。令和3年度の相談件数は19件で前年度より15件増加しています。主な相談内容は、相続贈与、相続関係、民事・その他となっています。

◇過去5年の件数の推移



※新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 4件    | 19件   | 475% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|-----|----|----|----|
| 4回  | 4回  | 7回 | 3回 | 9回 |

◇相談内容の内訳

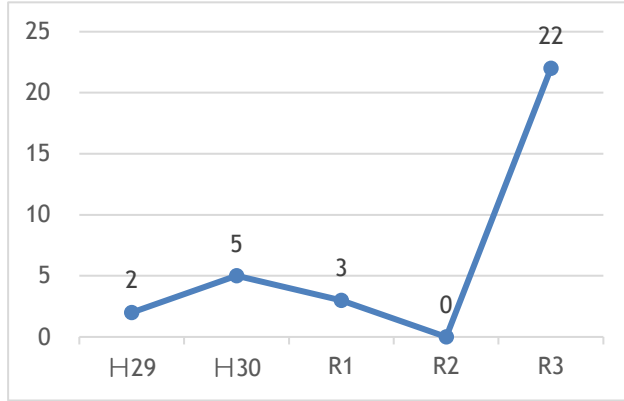
| 相続贈与 | 相続関係 | 民事・その他 | 合計  |
|------|------|--------|-----|
| 17件  | 1件   | 1件     | 19件 |

⑬ 国県市合同相談

(年1回 13:00~16:00)

市役所本庁舎会議室3・4において、国・県・市の仕事、税金、年金等10項目に及び相談を、行政相談委員、人権擁護委員などの専門相談員により実施しています。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 0件    | 22件   | —    |

◇開設数

| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|-----|----|----|----|
| 1回  | 1回  | 1回 | 0回 | 1回 |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止になりました。

◇相談内容の内訳

| 相続贈与 | 土地建物 | 夫婦親子 | 民事・その他 | 登記 | 行政 | 税務 | 合計  |
|------|------|------|--------|----|----|----|-----|
| 7件   | 3件   | 1件   | 2件     | 2件 | 4件 | 3件 | 22件 |

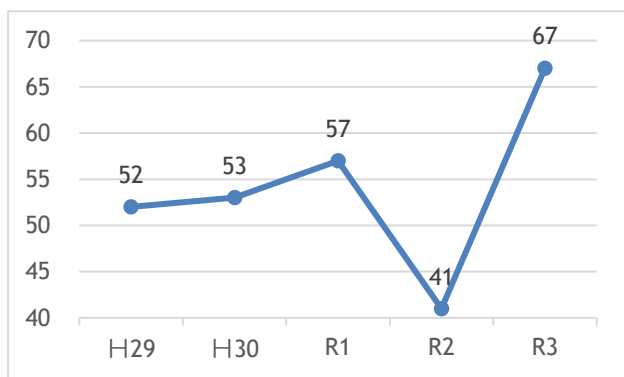
⑭ 司法書士相談

(第2火曜日 13:00~16:00 予約制)

不動産や商業登記、成年後見制度登記等について司法書士が相談応じています。令和3年度の相談件数は67件で前年度より26件増加しています。主な相談内容は、登記関係、相続贈与、土地建物などとなっています。

なお、住民サービス向上のため、平成27年度から寒川町との広域連携業務を開始し、寒川町在住、在勤又は在学の方も相談できるようになりました。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比   |
|-------|-------|--------|
| 41件   | 67件   | 163.4% |

◇開設数

| H29 | H30 | R1  | R2 | R3  |
|-----|-----|-----|----|-----|
| 12回 | 12回 | 11回 | 9回 | 12回 |

※予約がない場合は開設していません。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

◇相談内容の内訳

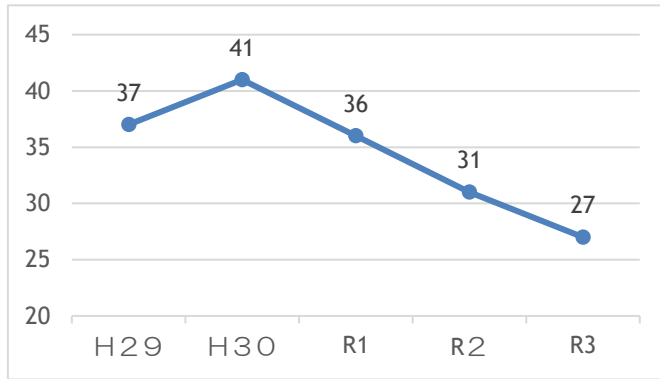
| 相続贈与 | 土地建物 | 夫婦親子 | 相続関係 | 民事・その他 | 登記  | 合計  |
|------|------|------|------|--------|-----|-----|
| 20件  | 11件  | 2件   | 2件   | 2件     | 30件 | 67件 |

⑮ 交通事故相談

(月曜日～木曜日 9:00～16:00)

交通事故相談に係るトラブルについて市民安全相談員が相談に応じています。令和3年度の相談件数は27件で前年度より4件減少しています。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 31件   | 27件   | 87.0% |

◇開設数

| H29  | H30  | R1   | R2   | R2   |
|------|------|------|------|------|
| 195回 | 194回 | 167回 | 170回 | 170回 |

◇相談内容の内訳

| 交通事故 | 合計  |
|------|-----|
| 27件  | 27件 |

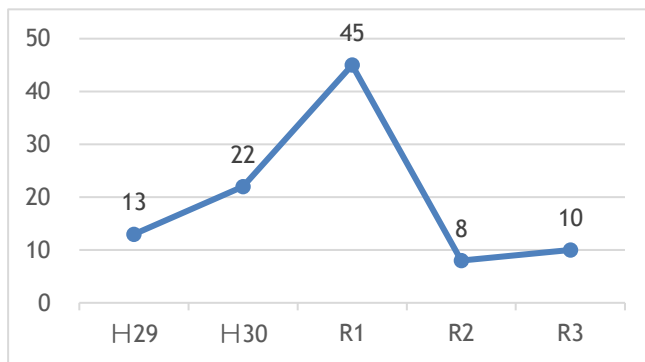
⑯ 犯罪被害者等支援相談

(ピア・神奈川：第1・第3水曜日 10:00～16:00 面談については予約制)

(市職員：月曜日～金曜日 8:30～17:00)

犯罪被害者等に対する支援について被害者支援自助グループピア・神奈川の相談員と市の職員で相談に応じています。令和3年度の相談件数は10件で前年度より2件増加しています。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比   |
|-------|-------|--------|
| 8件    | 10件   | 125.0% |

◇開設数(ピア・神奈川)

| H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 20回 | 21回 | 22回 | 17回 | 18回 |

◇相談内容の内訳

| 犯罪被害者等支援 | 合計  |
|----------|-----|
| 10件      | 10件 |

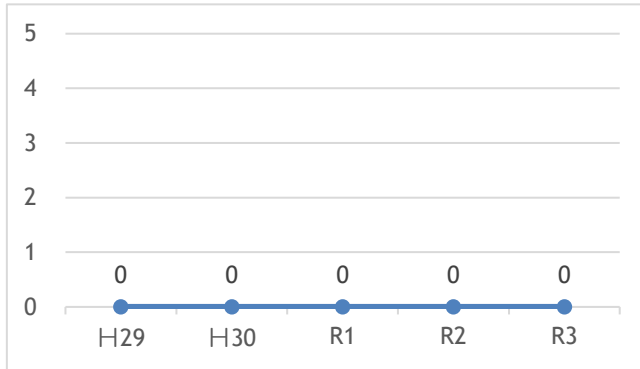
※新型コロナウイルス感染拡大の影響で開設を中止した期間があります。

⑰ 防犯相談

(月曜日～木曜日 9:00～16:00)

防犯対策などについて市民安全相談員が相談に応じています。令和3年度の相談件数は0件でした。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 0件    | 0件    | -    |

◇開設数

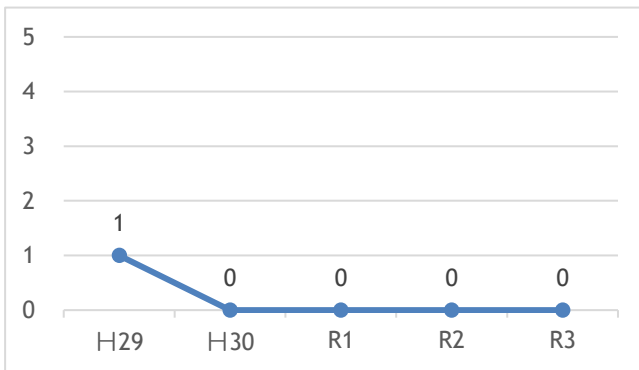
| H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|------|------|------|------|------|
| 195回 | 194回 | 167回 | 170回 | 170回 |

⑱ 公益通報相談

(月曜日～金曜日 8:30～17:00)

民間企業などの労働者等からの公益通報に職員が相談に応じています。令和3年度の相談件数は0件でした。

◇過去5年の件数の推移



◇相談件数の前年度比(%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比 |
|-------|-------|------|
| 0件    | 0件    | -    |

◇開設数

| H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|------|------|------|------|------|
| 244回 | 244回 | 244回 | 243回 | 243回 |

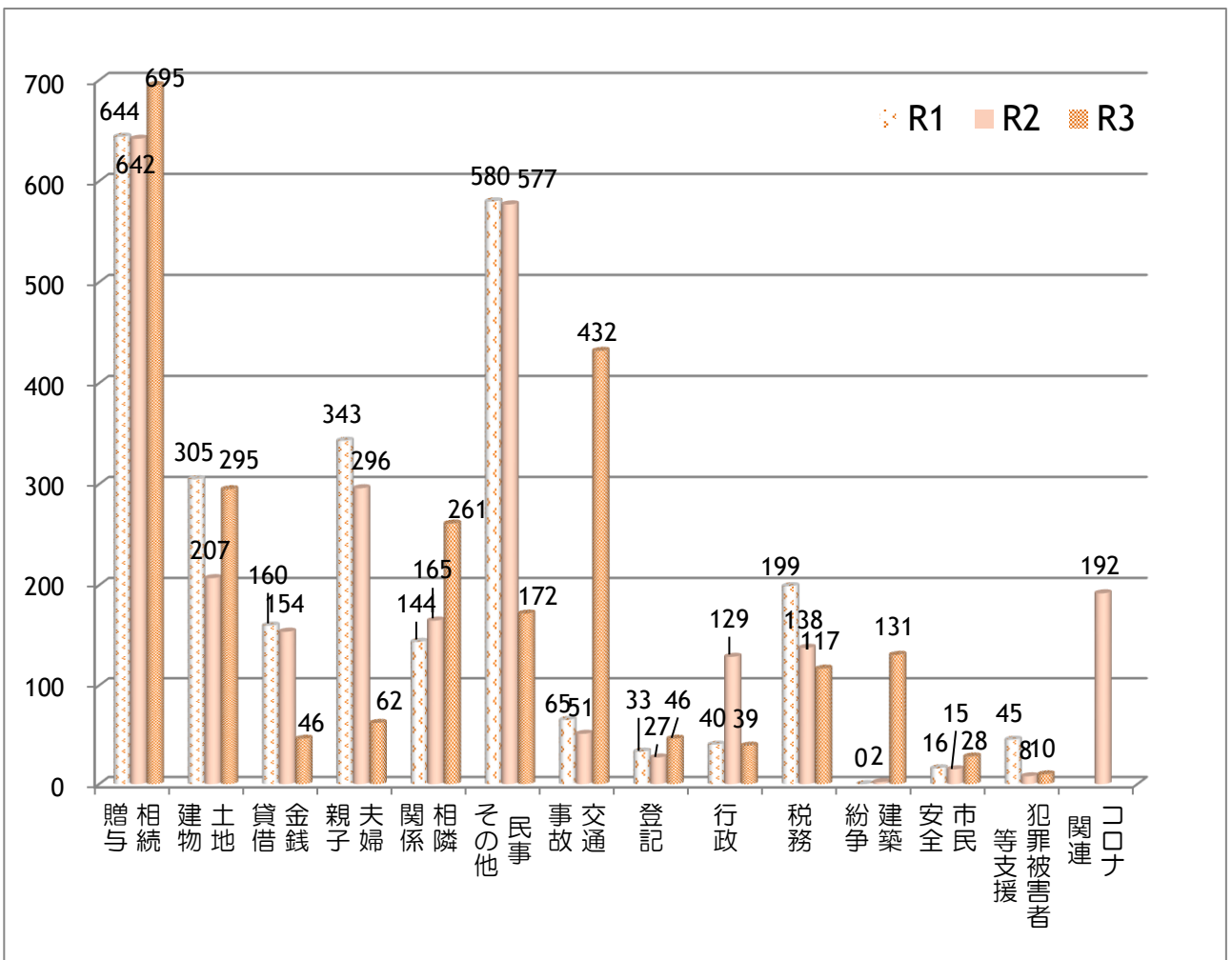
## 2 令和3年度 相談受付状況

### (1) 年度別相談内容の内訳

令和3年度の相談を内容別の件数で見ると、相続贈与が695件（29.8%）、民事・その他が432件（18.5%）及び土地・建物が295件（12.6%）と3項目で全体の60.9%となっています。

令和元年度からの各種相談内容別の内訳とグラフは次のとおりです。

|    | 相続<br>贈与 | 土地<br>建物 | 金銭<br>貸借 | 夫婦<br>親子 | 相隣<br>関係 | 民事<br>その他 | 交通<br>事故 | 登記 | 行政  | 税務  | 建築<br>紛争 | 市民<br>安全 | 犯罪<br>被害<br>者<br>等支<br>援 | コ<br>ロ<br>ナ<br>関<br>連 | 計     |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|----|-----|-----|----------|----------|--------------------------|-----------------------|-------|
| R1 | 644      | 305      | 160      | 343      | 144      | 580       | 65       | 33 | 40  | 199 | 0        | 16       | 45                       | —                     | 2,574 |
| R2 | 642      | 207      | 154      | 296      | 165      | 577       | 51       | 27 | 129 | 138 | 2        | 15       | 8                        | 192                   | 2,603 |
| R3 | 695      | 295      | 108      | 261      | 172      | 432       | 46       | 39 | 117 | 131 | 0        | 28       | 10                       | —                     | 2,334 |





## (2) 年度別各種相談件数と構成比

令和3年度の各種相談件数の構成比は、市民相談が1,078件で全体の46.2%を占めています。次いで法律相談が812件で34.8%となっており、市民相談と法律相談で全体の81.0%を占めています。

令和元年度からの年度別各種相談件数と構成比は次のとおりです。

| 相談名<br>年度   | 令和元年度 |       | 令和2年度 |       | 令和3年度 |       |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 件数    | 構成比   | 件数    | 構成比   | 件数    | 構成比   |
| 市民相談        | 1,074 | 41.7% | 1,322 | 50.8% | 1,078 | 46.2% |
| 建築紛争相談      | 0     | 0.0%  | 2     | 0.1%  | 4     | 0.2%  |
| 多重債務法律相談    | 52    | 2.0%  | 51    | 2.0%  | —     | —     |
| 法律相談        | 975   | 37.9% | 918   | 35.3% | 812   | 34.8% |
| 行政相談        | 7     | 0.3%  | 3     | 0.1%  | 1     | 0.0%  |
| 人権相談        | 40    | 1.6%  | 18    | 0.7%  | 24    | 1.0%  |
| 税務相談        | 185   | 7.2%  | 128   | 4.9%  | 121   | 5.2%  |
| 公証相談        | 21    | 0.8%  | 21    | 0.8%  | 42    | 1.8%  |
| 遺言書と終活の相談   | 11    | 0.4%  | 13    | 0.5%  | 31    | 1.3%  |
| 市民安全相談      | 14    | 0.5%  | 13    | 0.5%  | 19    | 0.8%  |
| 不動産相談       | 46    | 1.8%  | 30    | 1.2%  | 57    | 2.4%  |
| 分譲マンション管理相談 | 8     | 0.3%  | 4     | 0.2%  | 19    | 0.8%  |
| 国県市合同相談     | 3     | 0.1%  | 0     | 0.0%  | 22    | 0.9%  |
| 司法書士相談      | 57    | 2.2%  | 41    | 1.6%  | 67    | 2.9%  |
| 交通事故相談      | 36    | 1.4%  | 31    | 1.2%  | 27    | 1.2%  |
| 犯罪被害者等支援相談  | 45    | 1.7%  | 8     | 0.3%  | 10    | 0.4%  |
| 防犯相談        | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%  |
| 公益通報相談      | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%  |
| 合計          | 2,574 | 100%  | 2,603 | 100%  | 2,334 | 100%  |

### 3 市民要望

#### (1) 市民要望一覧

市民要望には、①陳情・要望②わたしの提案があります。その内訳は次のとおりです。

各要望の内訳は次ページのとおりです。

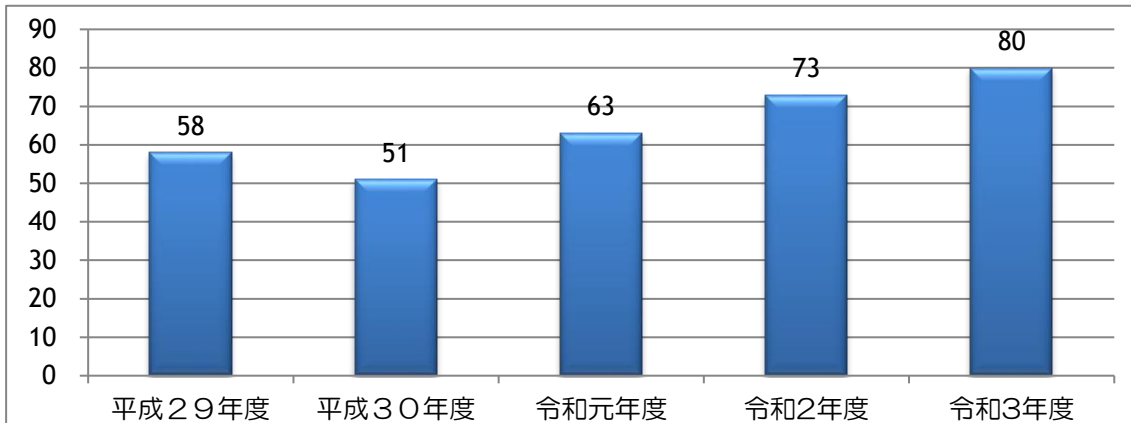
|    |   | 陳情要望 | わたしの提案 | 合計    | 割合 (%) |
|----|---|------|--------|-------|--------|
| 1  | 総務（戸籍、住民登録、斎場、自治基本条例、情報公開、職員、市民活動等に関するもの）   | 2    | 42     | 44    | 4.1%   |
| 2  | 企画（広報、情報、施設再編、国県道、広域行政、総合計画、行政改革等に関するもの）    | 0    | 14     | 14    | 1.3%   |
| 3  | 財務（予算・決算、賦課、徴収、庁舎管理、契約等に関するもの）              | 3    | 34     | 37    | 3.5%   |
| 4  | 安全・安心（防災、防犯、交通安全、駐輪場、市民相談等に関するもの）           | 4    | 86     | 90    | 8.4%   |
| 5  | 経済・産業（農業・漁業、商工業、観光、雇用創出、都市拠点整備に関するもの）       | 2    | 16     | 18    | 1.7%   |
| 6  | 生涯学習・文化（生涯学習、文化会館・美術館、スポーツ振興、男女共同等に関するもの）   | 2    | 34     | 36    | 3.4%   |
| 7  | 福祉（生活保護、障害福祉、高齢介護福祉、国保・年金等に関するもの）           | 13   | 46     | 59    | 5.5%   |
| 8  | 子育て（保育園、保育サービス、児童クラブ、児童手当、家庭児童相談等に関するもの）    | 2    | 19     | 21    | 2.0%   |
| 9  | 環境・資源（ごみ、リサイクル、環境保全、温暖化対策等に関するもの）           | 1    | 81     | 82    | 7.7%   |
| 10 | 都市づくり（都市計画、景観、みどり保全、コミバス、住宅耐震、開発等に関するもの）    | 7    | 30     | 37    | 3.5%   |
| 11 | 土木・基盤（道路整備、道水路境界、公園整備、市営住宅等に関するもの）          | 8    | 83     | 91    | 8.5%   |
| 12 | 下水道・河川（下水道経営・整備、河川整備等に関するもの）                | 2    | 7      | 9     | 0.8%   |
| 13 | 保健（保健指導、感染症対策、環境衛生、食品衛生、健康増進等に関するもの）        | 2    | 18     | 20    | 1.9%   |
| 14 | 医療（市立病院に関するもの）                              | 0    | 22     | 22    | 2.1%   |
| 15 | 消防（消防、救急等に関するもの）                            | 1    | 7      | 8     | 0.7%   |
| 16 | 教育環境（学校施設、学校給食等に関するもの）                      | 0    | 13     | 13    | 1.2%   |
| 17 | 学校教育・社会教育（小・中学校、公民館、図書館、青少年広場、文化財保護等に関するもの） | 0    | 36     | 36    | 3.4%   |
| 18 | 新型コロナウイルス感染症                                | 16   | 328    | 344   | 32.2%  |
| 19 | 市政全般  | 12   | 3      | 15    | 1.4%   |
| 20 | その他（行政）                                     | 3    | 39     | 42    | 3.9%   |
| 21 | その他   | 0    | 31     | 31    | 2.9%   |
|    | 合 計   | 80   | 989    | 1,069 | 100.0% |

① 陳情・要望

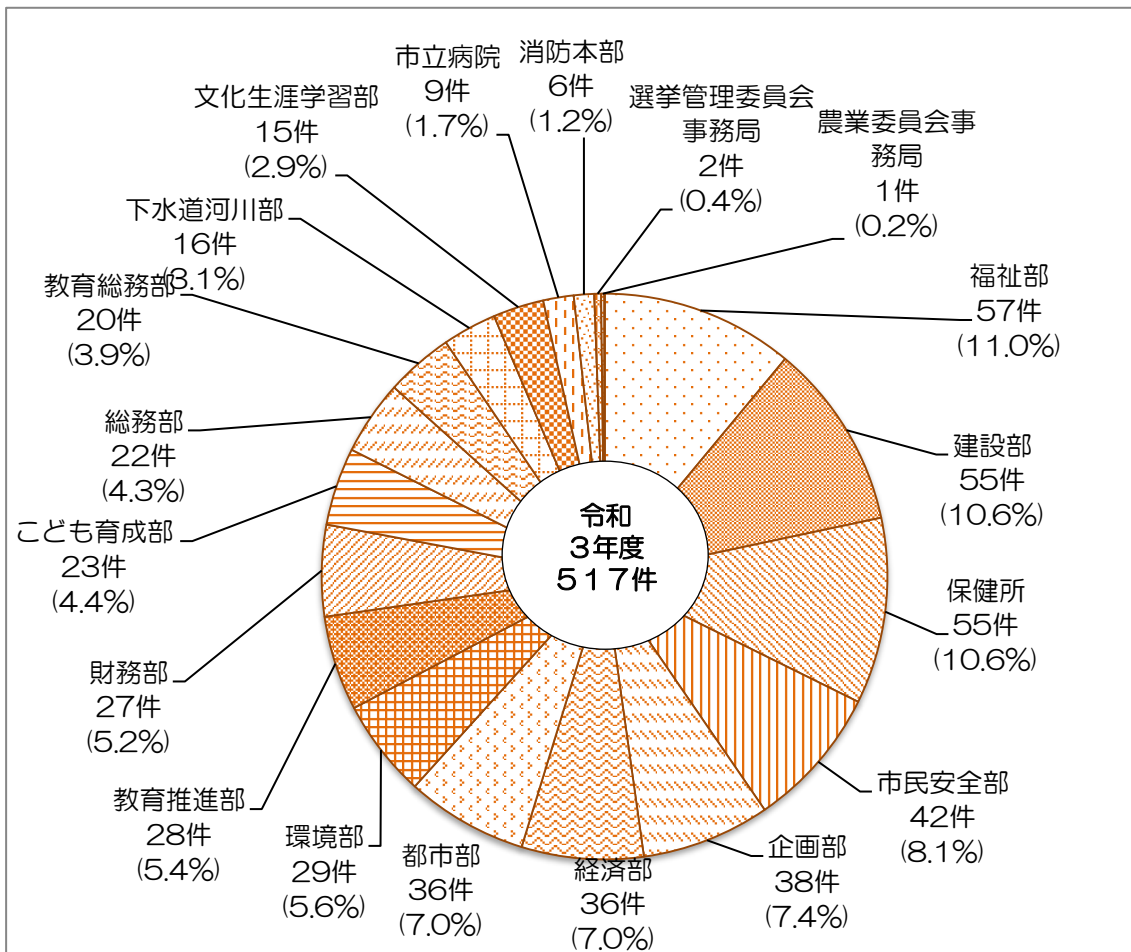
令和3年度に受理した陳情・要望の件数は80件であり、前年度より7件増加しました。

なお、陳情・要望の受理件数は80件でしたが、内容が複数の課にまたがるものがあったため、担当部局別では517件となりました。担当部局別の件数では、福祉部、建設部、保健所が多くなっています。

◇陳情・要望の年度別受理件数◇



◇令和3年度 陳情・要望の担当部局別件数◇

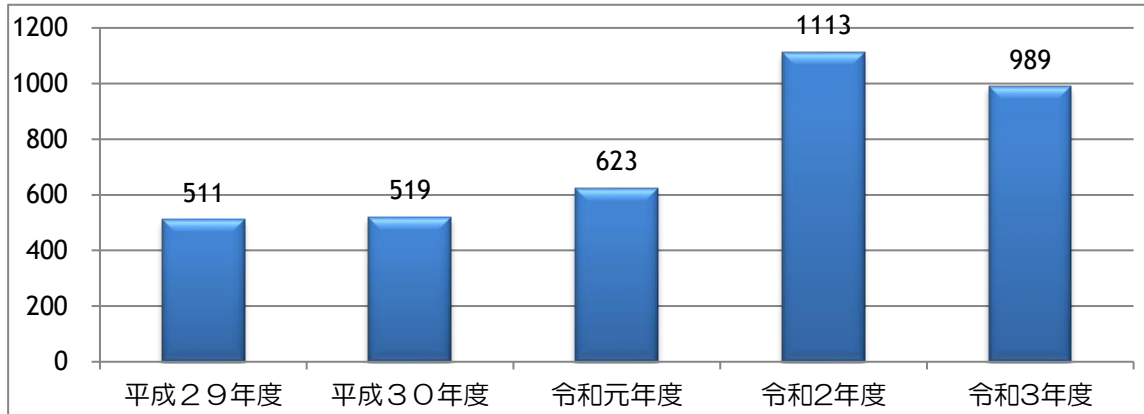


② わたしの提案

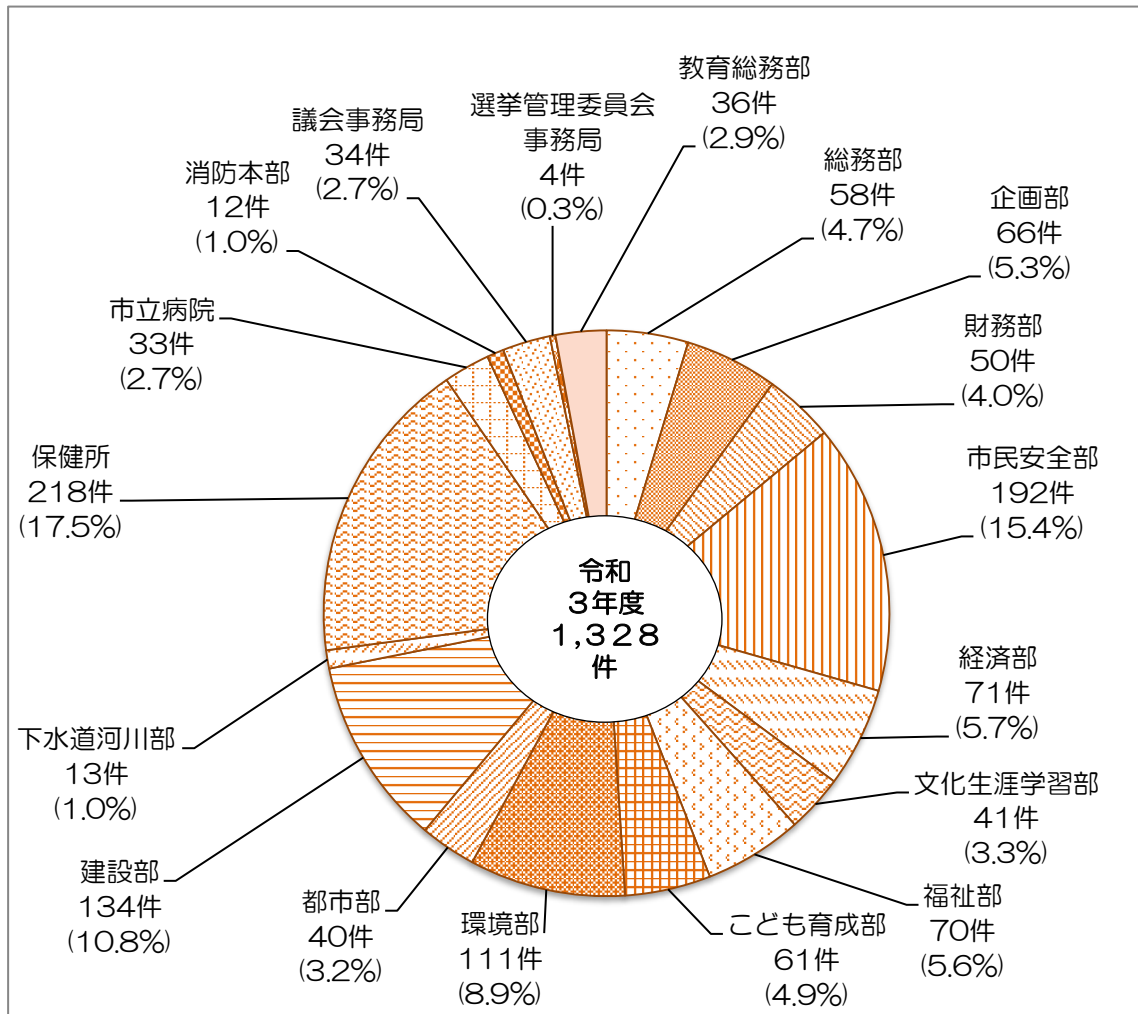
日常生活で困っていること、市政に関する意見・提案等市民から寄せられた令和3年度の「わたしの提案」の受理件数は989件であり、前年度より124件減少しました。

なお、わたしの提案の受理件数は989件でしたが、内容が複数の部局にまたがるものがあり、担当部局別では1,328件となりました。

◇わたしの提案の年度別受理件数◇



◇令和3年度 わたしの提案の担当部局別件数◇

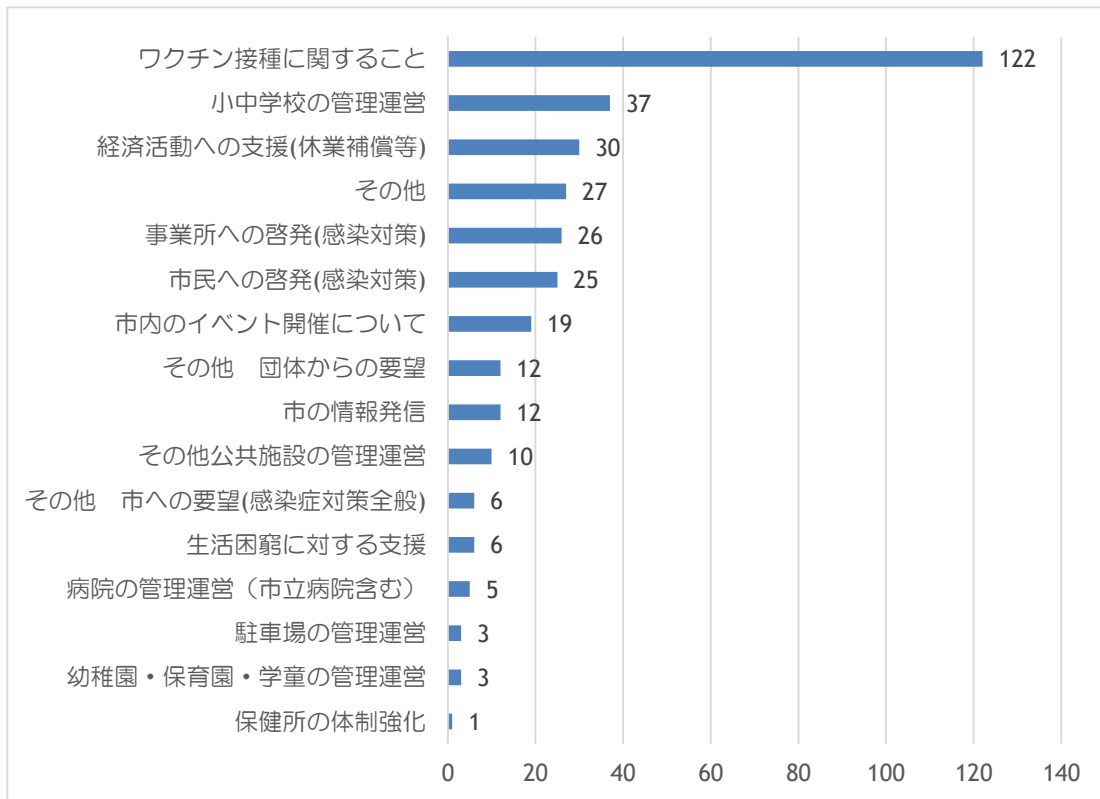


③ 新型コロナウイルス関連の陳情・要望、わたしの提案

令和3年度に受理した陳情・要望、わたしの提案のうち、新型コロナウイルス関連のものは344件ありました（陳情・要望16件、わたしの提案328件）。その内訳は次のとおりです。

「ワクチン接種に関すること」が122件と最も多く、そのほか、「小中学校の管理運営」、「経済活動への支援(休業補償等)」などに多く寄せられました。

◇令和3年度 新型コロナウイルス関連の陳情・要望、わたしの提案内訳◇



## 4 行政相談

### (1) 行政相談と行政相談委員について

総務省では、国民と行政機関等の間に立って、第三者的な立場から相談に応じるため、民間の有識者の中から行政相談委員を委嘱し、全国の市町村に配置しています。

行政相談委員は、地域住民に対して社会的信望があり、行政運営の改善について、深い関心及び理解、熱意を有する民間有識者の中から総務大臣により委嘱されています。行政相談委員は、行政に関する苦情等の相談を受け付け、その解決促進を通じて市民の行政に対する信頼の向上に寄与しています。

茅ヶ崎市の行政相談委員の氏名は次のとおりです。

令和4年3月31日現在

|         |       |
|---------|-------|
| 小 山 博 美 | (松風台) |
| 相 田 敏 彦 | (円 蔵) |
| 杉 本 剛 昭 | (幸 町) |
| 原 文 夫   | (本 村) |

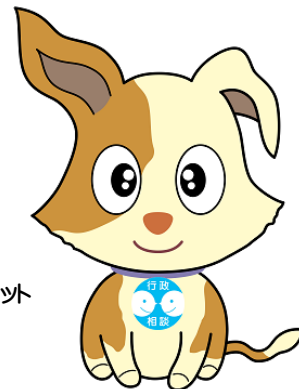
(委嘱順)

### (2) 国県市合同行政相談

行政相談制度及び行政相談委員制度の推進については、広く市民の皆様の理解と認識を深めてもらうことが重要です。これらの制度の利活用を促進し、同制度の一層の発展と行政の民主的な運営に資するため、昭和42年度から「行政相談週間」が定められています。

それと併せて国県市合同行政相談を開設し、行政に対する意見、要望の受付を積極的に行うとともに、地域住民に身近な行政相談活動の一層の充実に努めています。

行政相談のマスコット  
キクーン



## 5 人権相談

### (1) 人権擁護委員

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、その職務を行います。この制度は様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ないものです。

市町村長が人権擁護委員にふさわしい候補者（人格見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人）を選び、議会の意見を聞いた上で法務局・地方法務局へ推薦します。法務局・地方法務局では、弁護士会及び人権擁護委員連合会に意見を求めて検討した後、法務大臣が委嘱します。

### (2) 人権相談

法務局・地方法務局の常設相談所のほか、市役所において、人権擁護委員は住民の皆さんからの人権相談に応じています。被害者から「人権を侵害された」という申し出があった場合には、事案に応じて、法務局・地方法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図っています。夫婦親子関係・近隣関係のトラブル、体罰やいじめ、インターネットにおけるプライバシーの侵害、高齢者・子どもの虐待など広く相談に応じています。人権擁護委員の氏名は次のとおりです。

#### 人権擁護委員 ※令和4年7月1日現在

|         |           |
|---------|-----------|
| 五十嵐 好 江 | (東海岸北二丁目) |
| 習 田 祐 子 | (旭が丘)     |
| 大 谷 泰 子 | (浜之郷)     |
| 高草木 孝   | (緑が浜)     |
| 高 田 実   | (高田三丁目)   |
| 加 藤 清   | (南湖六丁目)   |
| 佐 藤 由 佳 | (浜之郷)     |
| 川 崎 たまき | (緑が浜)     |
| 安 藤 茂   | (芹沢)      |
| 尾 上 美 子 | (みずき)     |
| 生 川 幹 雄 | (堤)       |
| 加 藤 隆   | (西久保)     |
| 峯 松 七七子 | (新栄町)     |
| 宮 下 克己  | (小和田)     |

(委嘱順)

#### 人権の花運動



## 6 苦情等対応制度

市には、日頃より市民の皆様からの多様な御意見や御提案、時には苦情・要望などが様々な手段によって寄せられています。いずれも貴重な市民の声として真摯に受け止め、問題解決に努めてきました。

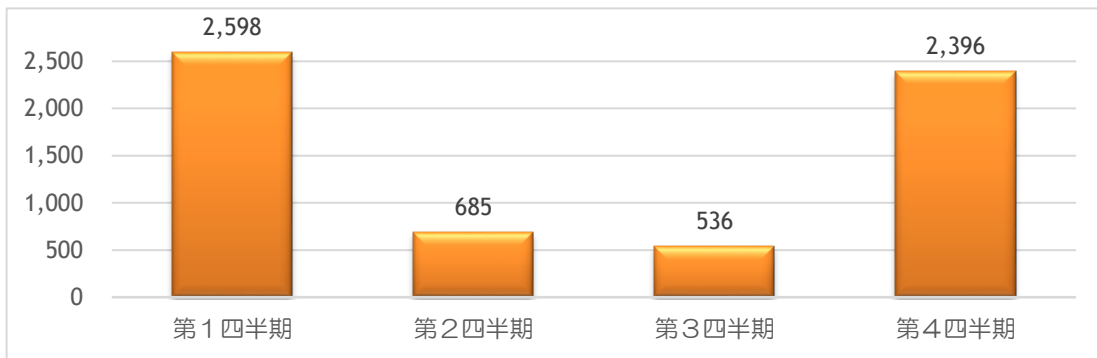
平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例では、このような市民の皆様の御意見等を行政運営に関する「苦情等」として位置付け、苦情等を受けたときは、業務改善などの適切な措置を講じるとともに、それらの内容を取りまとめ、公表することと定めています。

平成23年度から茅ヶ崎市苦情等対応要領に基づき取組を開始し、各課かいで作成した「苦情等対応報告書」を市民相談課で四半期ごとに取りまとめ、市ホームページへ掲載するとともに、市政情報コーナーで公表しています。

### (1) 四半期ごとの苦情等の件数

令和3年度の各課かいの苦情等の総件数は6,215件でした。四半期ごとの内訳は次のとおりです。

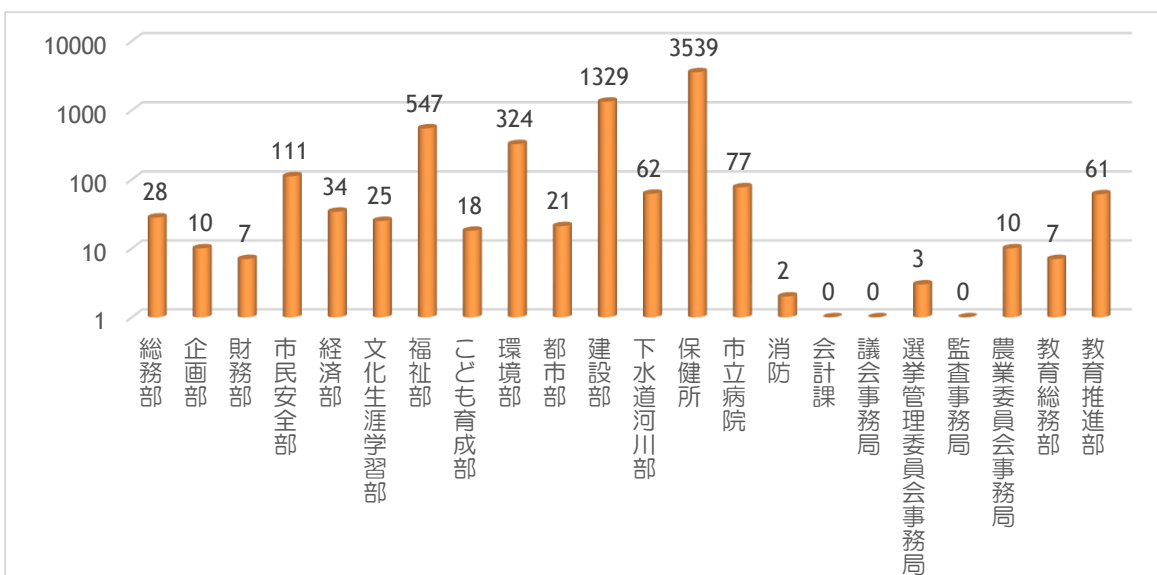
◇四半期ごと苦情等の件数◇



### (2) 各部の件数

苦情等の報告について各部の内訳は次のとおりです。

◇各部の苦情等件数◇





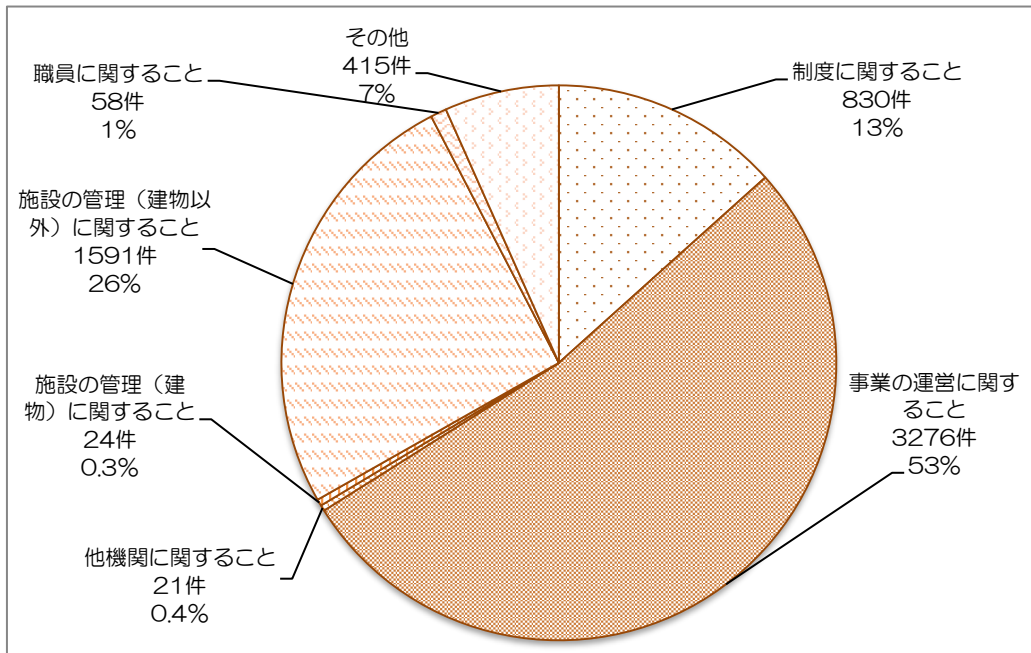
(3) 項目別件数

苦情等対応制度では苦情等を7項目に分類しています。項目ごとの内訳は次のとおりです。主な項目は、事業の運営に関すること、施設（建物以外）に関すること、制度に関することなどとなります。

◇項目別件数◇

| 制度に関すること | 事業の運営に関すること | 他機関に関すること | 施設（建物）に関すること | 施設（建物以外）に関すること | 職員に関すること | その他  | 合計     |
|----------|-------------|-----------|--------------|----------------|----------|------|--------|
| 830件     | 3,276件      | 21件       | 24件          | 1,591件         | 58件      | 415件 | 6,215件 |

◇苦情等対応制度 項目別件数と割合グラフ◇



(4) 業務改善

市民の皆様から寄せられる苦情等に対応するだけでなく、同様の苦情等を再度受けることがないよう業務の改善ができないか検討し、実践していくことが重要となります。令和3年度については6件の取組がありました。

資産経営課

| 苦情等の内容  | 改善した点  |
|---|--|
| 窓口で証明写真が必要という説明を受けたが、市役所内に証明写真機はありませんでした。<br>証明写真機設置を希望します。 | 市庁舎への証明写真機の設置について、行政サービス向上の観点から前向きに検討していることを電話にて回答しました。<br>なお、その後、令和4年5月に本庁舎1階に設置しました。 |

収納課

| 苦情等の内容  | 改善した点  |
|---|--|
| <p>始業時間前に来庁者が複数並んでいたにも関わらず、受付の順番が不明確だった。<br/>また、バイク標識番号の手続で窓口に並んでいたが、後から手続きした人に順番を抜かされたため、取得したい標識番号が交付されなかった。</p> | <p>番号札を交付して始業時間までお待ちいただくこと、種類が同じ手続の場合、番号札交付順に処理をするよう徹底する旨をお伝えしました。</p> |

環境事業センター

| 苦情等の内容   | 改善した点  |
|--|--|
| <p>地域外の人のごみを置いていく。不適切な捨て方でごみ集積所が散乱しているため、解決して欲しい。</p>          | <p>現地を確認し、啓発看板を設置したものの効果はありませんでした。その後、ダミーカメラやカラス除け対策により、一定の効果が得られました。</p>  |
| <p>ごみの出し方が悪いことから、カラス被害が多く、ごみが散乱している。アパートの住民に対して、対策を講じて欲しい。</p> | <p>現場調査をし、カラスの大群がおり、ごみを適正に出さなければ被害を受けてしまう現状と認識しました。そのため、アパートへの排出指導として、ポスティングを行いました。その後、カラス被害についての意見はなくなりました。</p> |

青少年課

| 苦情等の内容  | 改善した点   |
|---|---|
| <p>体験学習センター(センター)を利用した時、湿度や温度が高く、体調不良者が出た。エアコンの設定温度を変更できないのか。</p> | <p>エアコンについては一括で管理をしているが、それぞれの部屋を考慮しながら設定温度の変更を行う旨をお伝えしました。<br/>また、「夏季活動の注意事項」を作成し、各部屋に掲示しました。</p> |

図書館

| 苦情等の内容  | 改善した点  |
|---|--|
| <p>本の受取り場所を決めるとき、「小和田」と「小和田コミセン」が似ていて不便を感じた。小和田公民館の住所は美住町であることから美住町公民館図書室と改名してみてはどうか。</p> | <p>小和田公民館は昭和55年の開館から地域住民の皆様にも親しまれているため、現時点では改名する予定はございませんが、予約システム内の表記を「小和田コミセン」「小和田公民館」と分かりやすいものに変更しました。</p> |



## 7 消費生活センター

### (1) 令和3年度 消費生活センター相談業務

|   | 名称       | 相談内容          | 開催日時  | 担当者            |
|---|----------|---------------|---|----------------|
| ① | 消費生活相談   | 消費生活に係る相談     | 月曜日から金曜日<br>9時30分から16時まで  | 消費生活相談員        |
| ② | 消費生活法律相談 | 消費生活問題に係る法的見解 | 偶数月第2金曜日<br>13時から16時まで  | 弁護士            |
| ③ | 家計あんしん相談 | 家計全般に係る相談     | 8月まで毎月第1木曜日<br>9月から毎月第1・3木曜日<br>11時から11時50分<br>13時00分から14時50分まで | ファイナンシャルプランナー  |
| ④ | 多重債務相談   | 多重債務問題の解決方法など | 月～金曜日<br>8時30分から17時まで   | 消費生活相談員<br>市職員 |

#### ① 消費生活相談

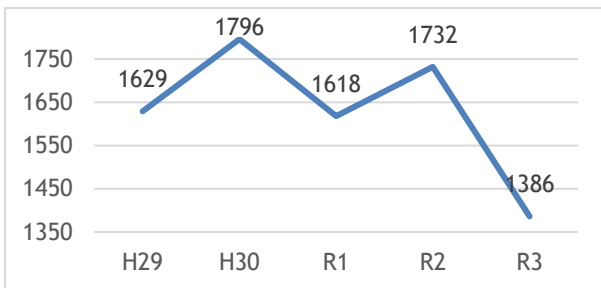
(月曜日～金曜日 9:30～16:00)

専門の消費生活相談員が、消費者からの相談を受けています。令和3年度に当センターが受けた相談数は1,386件で前年度より346件減少しています。

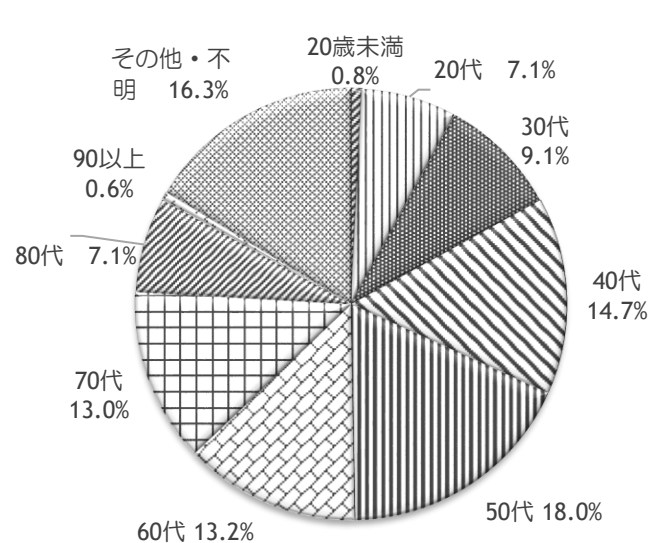
相談者の年代内訳では、前年度内訳同様、若年者や稼働年齢者に多いトラブル増加に伴い、20代未満から50歳までの相談も多く、高齢者だけでなく各年代からの相談がありました。

また、平成17年10月から、寒川町に在住、在勤又は在学の方も当センターで相談を受けられる広域連携業務を実施しており、令和3年度は、相談数1,386件のうち茅ヶ崎市が受けた寒川町在住、在勤又は在学の方の相談数は87件でした。

◇過去5年の相談数の推移



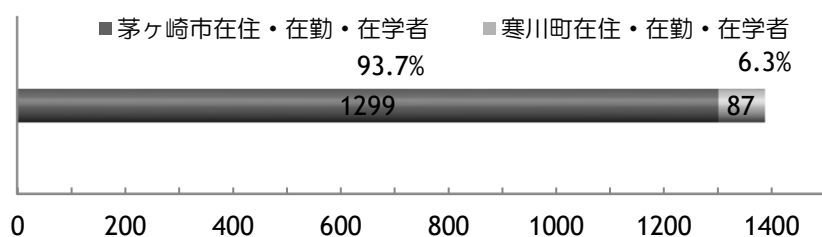
◇相談者の年代 (%)



◇前年度比 (%)

| 令和2年度  | 令和3年度  | 前年度比  |
|--------|--------|-------|
| 1,732件 | 1,386件 | 80.0% |

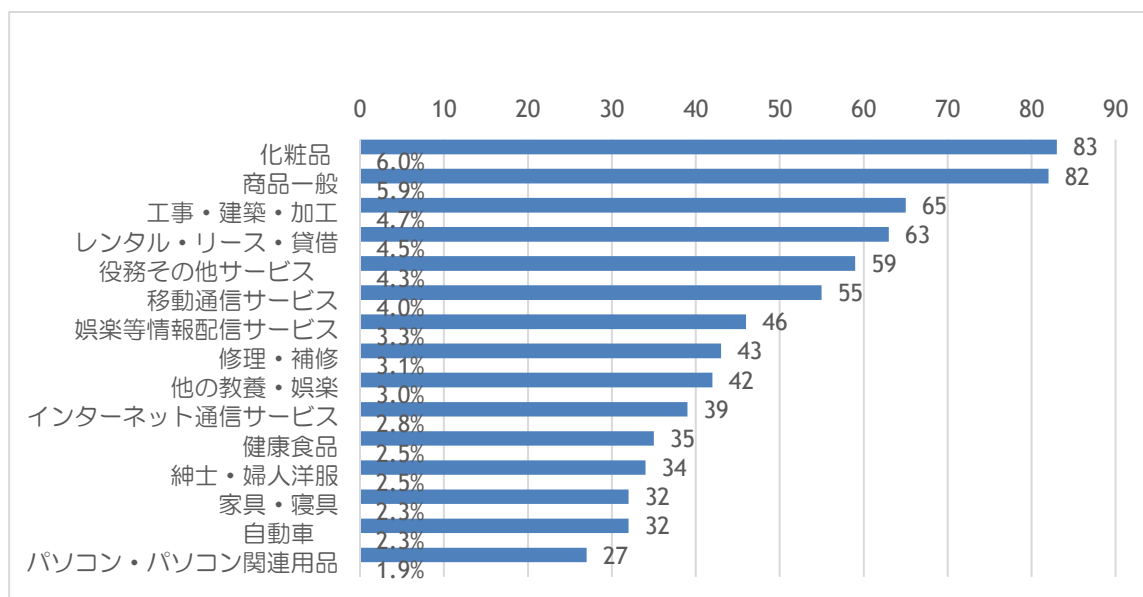
◇茅ヶ崎市・寒川町別相談数



令和3年度の相談数は1,386件であり、これを商品・役務別件数で分類して上位15品目までみると下表の結果になりました。これによると、令和2年度に非常に多かった新型コロナウイルス感染症関連の相談が落ち着きを見せた一方、ネット通販で化粧品等を購入する際に「お試し」購入のつもりが「定期購入」になっていた等のトラブルが増加し、また昨年に引き続き、台風等自然災害の前後に訪問販売による屋根工事の点検商法が横行、火災保険申請代行を伴う屋根工事による相談が引き続き多く寄せられ、第3位となっています。

◇相談内容（商品・役務別分類）

| 順位 | 品目            | 内容   | 相談件数 |
|----|---------------|--|------|
| 1  | 化粧品           | 化粧品、化粧クリーム、化粧品セット、石鹸                       | 83   |
| 2  | 商品一般          | 商品に関わる不審な電話やメール、はがきによる架空請求                 | 82   |
| 3  | 工事・建築・加工      | 工事・建設サービス、屋根工事、塗装工事                        | 65   |
| 4  | レンタル・リース・貸借   | 賃貸アパート、借家、借地                               | 63   |
| 5  | 役務その他サービス     | パソコンサポートサービス、探偵、火災保険申請代行                   | 59   |
| 6  | 移動通信サービス      | スマートフォン利用料・解約金、携帯電話解約、格安スマホ                | 55   |
| 7  | 娯楽等情報配信サービス   | 教養・趣味、アダルトサイトやゲーム関連の娯楽を目的としたコンテンツ配信・提供サービス | 46   |
| 8  | 修理・補修         | 布団の作り直し、便器のつまり解消、車検サービス等                   | 43   |
| 9  | 他の教養・娯楽       | スポーツジム、情報商材 USB、芸能人のファンクラブ                 | 42   |
| 10 | インターネット通信サービス | 光回線・光ファイバー工事 接続回線・プロバイダー光卸回線               | 39   |
| 11 | 健康食品          | サプリメント、青汁、ローヤルゼリー                          | 35   |
| 12 | 紳士・婦人洋服       | 紳士・婦人用の洋服                                  | 34   |
| 13 | 家具・寝具         | 家具、布団類、ベッド類                                | 32   |
| 13 | 自動車           | 新車購入トラブル、中古車購入トラブル 車検                      | 32   |
| 15 | パソコン・パソコン関連用品 | パソコン・タブレット端末購入トラブル                         | 27   |



令和 3 年度に茅ヶ崎市消費生活センターが受けた消費生活相談の中で、金銭に関わる案件は 823 件ありました。この案件の総額は 2 億 8,144 万 8,146 円でした。この中で、当センターに相談することによって返金又は未然に回避できた救済金額は 5,828 万 195 円でした。

\*従来の PIO-NET 2010 (全国消費生活情報ネットワークシステム) に替わって、2015 年 9 月 28 日から PIO-NET 2015 が稼働しました。このシステムでは、記録記入項目として「契約購入金額」「救済金額」が付加され、これらの数字による統計が可能になりました。なお、現在は、2020 年 9 月 27 日から PIO-NET 2020 が稼働しています。

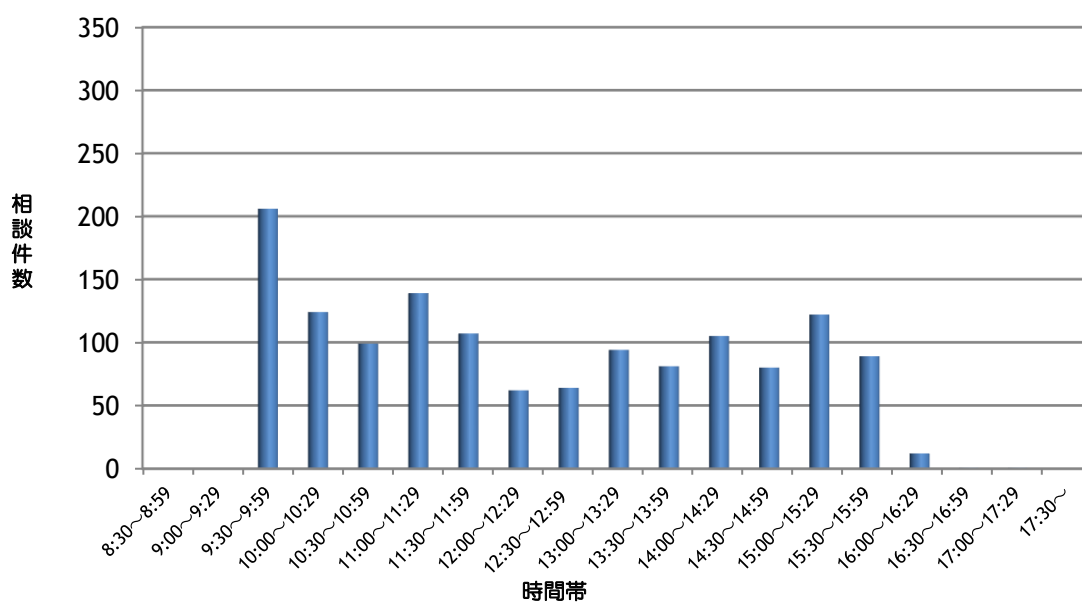
消費生活センターでは、常時 3 つの窓口を設けており、6 名の消費生活相談員が 1 日 3 名体制でローテーションを組み、平日 9 時 30 分から 16 時まで相談業務を運営しています。

令和 3 年度の新規相談件数は 1,386 件、延べ相談件数は 1,937 件ありました。これは多くの相談は 1 回限り (1,157 件、83.5%) なのに対して、同じ内容で複数回の相談を受ける場合があるため、2 回受けた事例は 126 件、3 回 41 件であり、最高は 15 回でした。

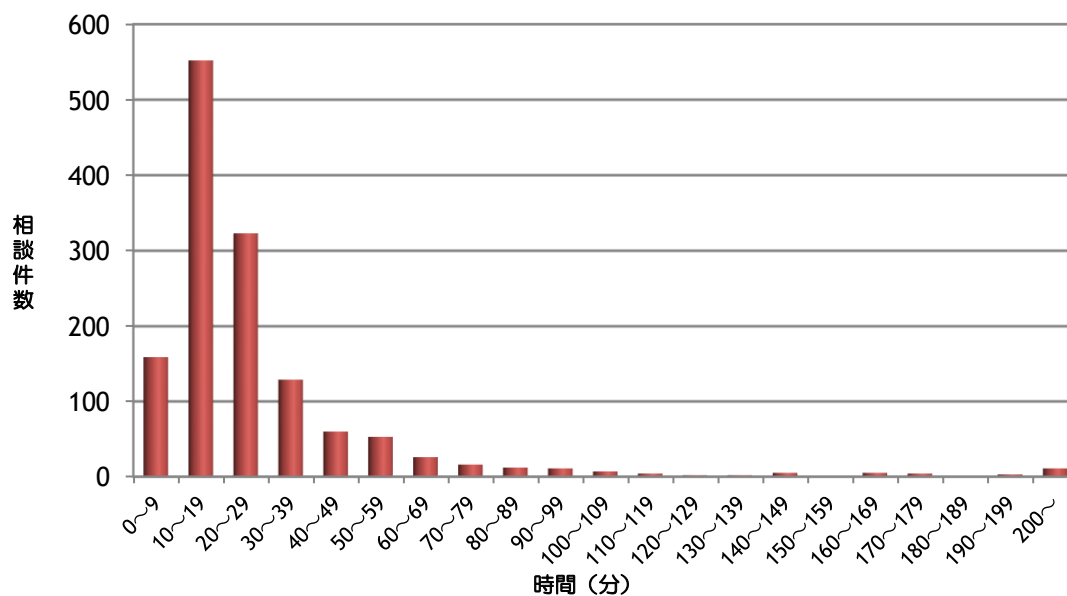
相談を受けている時間帯を集計してみると、相談開始時の 9 時 30 分からの 30 分に相談が集中しており、その後は昼時間を除いて 16 時まで比較的なだらかに推移しています。

また、1 つの相談に要する時間 (複数回の相談は時間を合算) を見ると 0~19 分が圧倒的に多く、この前後になだらかに分布しています。この 0~19 分が多い理由として、令和 3 年度は昨年度よりも件数は減少し、通販サイトでの化粧品購入に関する相談や架空請求の相談を一番多く受けており、その所要時間は 5~15 分が最も多かったことに起因しています。

◇時間帯別相談件数

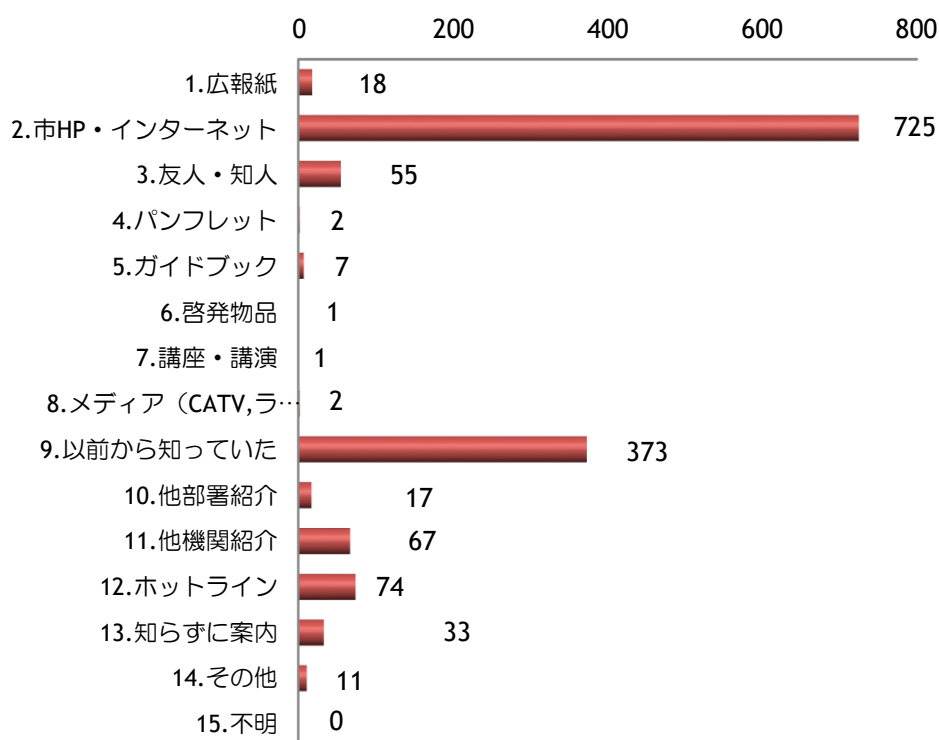


◇所要相談時間



消費生活センターの存在を消費者がどれくらい認知しているか、また今後の周知や啓発をどのようにしていくべきかの指針にするために、当センターの相談者に「何で消費生活センターを知ったか」のアンケートを取っています。これによると、消費生活センターを相談者がインターネット検索や茅ヶ崎市のホームページにより知った件数が最も多くなっており、次いで消費生活センターを以前から知っていた方が多くなっています。

◇消費生活センターを何で知ったか



なお、「13.知らずに案内」は、不審電話や詐欺の通報等で市民が市役所に電話をかけた際に、電話交換手が消費生活センターを案内した場合はほとんどです。

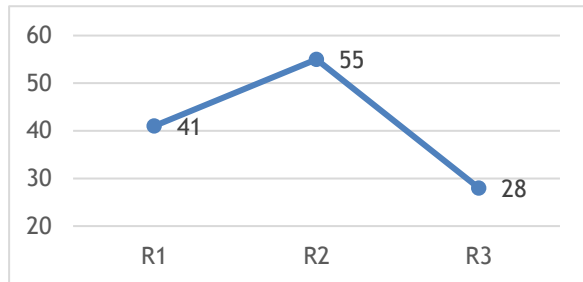
② 消費生活法律相談

(偶数月 第2金曜日 13:00~16:00 予約制)

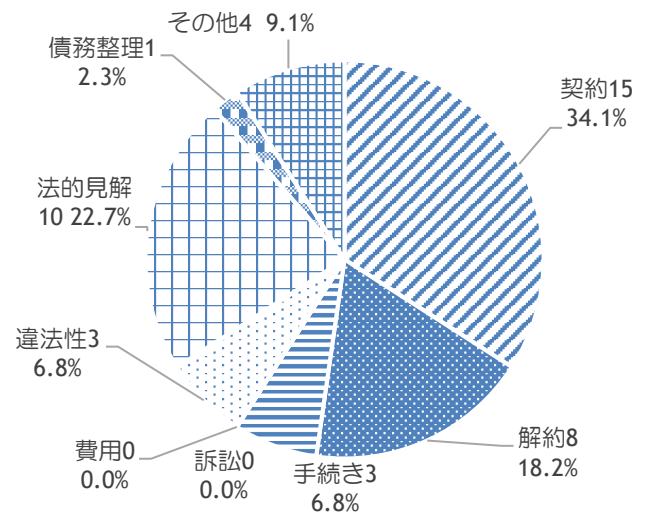
平成21年10月から、消費生活相談の中で特に法的な判断が必要な場合に、弁護士による消費生活法律相談を行っています。令和3年度は毎月開設していた法律相談を隔月の偶数月開催としたため、28件の相談となり、令和2年度は55件でしたので、27件の減少でした。

相談内容の内訳を見ると、最も多かったのは契約書や契約内容等に関する「契約」が15件(34.1%)、次いで事業者との話し合いの方向性等について、法的根拠の整理をする「法的見解」を求めるものが10件(22.7%)でした。

◇過去3年の件数の推移



◇相談内容の内訳 (件)



◇相談数・前年度比 (%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 55件   | 28件   | 50.9% |

◇開設数 (回)

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|
| 12回   | 12回   | 6回    |

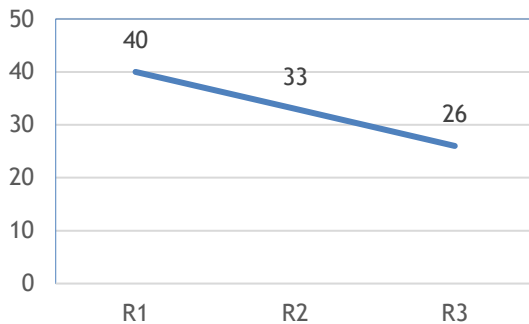


### ③ 家計あんしん相談

(第1・3木曜日 11:00~11:50、13:00~14:50 予約制)

平成21年10月から、ファイナンシャルプランナーなど家計管理の専門家が、市民の健全な家計管理のお手伝いをするために家計あんしん相談を行っています。令和3年度は、8月までは月1回の開設、9月より月2回の開設をし、26件の相談があり、昨年度と比べ7件の減少となりました。相談内容の内訳を見ると、最も多かったのは家計の見直しなどの「家計診断」の20件(28.2%)で、次いで生命保険等の内容に無駄がないか等の「保険の見直し」の13件(16.7%)、相談者の将来必要なお金について考える「ライフプラン」の11件(15.5%)、住宅の購入や住宅ローンの借り換えなどの「住宅ローン」の11件(15.5%)となっています。

#### ◇過去3年の件数の推移



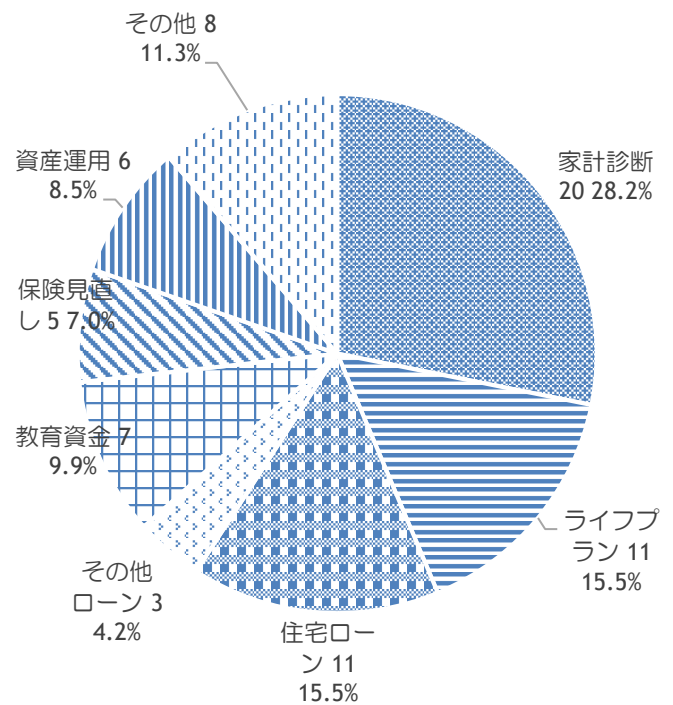
#### ◇前年度比 (%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 33件   | 26件   | 78.8% |

#### ◇開設数 (回)

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|
| 24回   | 21回   | 14回   |

#### ◇相談内容の内訳 (件)



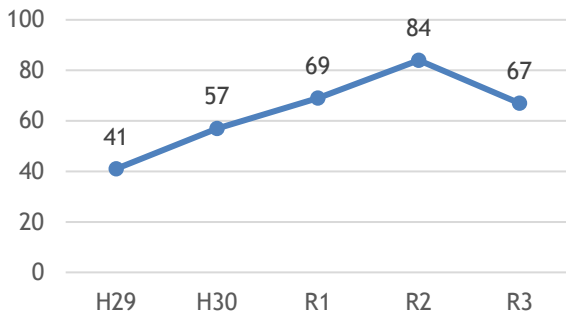
④ 多重債務相談

(月曜日～金曜日 8:30～17:00)

市民相談課では、市職員と消費生活相談員による多重債務相談を受けています。多重債務法律相談や他機関での相談の事前相談としての役目も果たしており、令和3年度の相談件数は67件でした。過去5年の件数の推移では、相談件数は多少の上下はあるものの平均では60件前後で推移しています。債務金額の内訳では、「100万円未満」「100万円以上200万円未満」が18件(26.9%)、次いで「500万円以上」が11件(16.4%)でした。

借入を始めた理由としては、「低収入・収入の減少(生活費・教育費等の不足)」の32人(47.8%)が最も多いことから、生活費を補填するために借金をしてしまう傾向があると考えられます。相談に訪れたきっかけは、「他部署・他機関からの紹介」が23人(34.3%)で最も多いものでした。

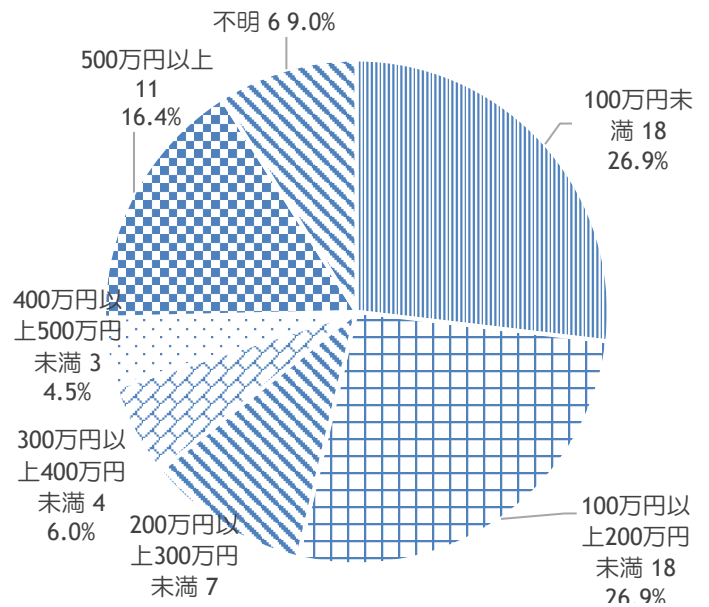
◇過去5年の件数の推移



◇前年度比 (%)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 前年度比  |
|-------|-------|-------|
| 84件   | 67件   | 79.8% |

◇債務金額の内訳 (件)



◇月別相談数内訳

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 窓口   | 4  | 6  | 7  | 8  | 6  | 5  | 3   | 3   | 8   | 2  | 0  | 2  | 54 |
| 電話のみ | 0  | 1  | 3  | 1  | 0  | 2  | 0   | 0   | 2   | 1  | 2  | 1  | 13 |
| 計    | 4  | 7  | 10 | 9  | 6  | 7  | 3   | 3   | 10  | 3  | 2  | 3  | 67 |

◇借入を始めた理由

| きっかけ                          | 人数 | 割合    |
|-------------------------------|----|-------|
| 低収入・収入の減少<br>(生活費・教育費等の不足) など | 32 | 47.8% |
| 商品・サービス購入                     | 6  | 9.0%  |
| ギャンブル・遊興費                     | 2  | 3.0%  |
| 事業資金の補填                       | 1  | 3.6%  |
| 保証・肩代わり                       | 3  | 1.5%  |
| 住宅ローン等の借金の返済                  | 9  | 13.4% |
| 本人、家族の病気・けが                   | 2  | 3.0%  |
| その他                           | 2  | 3.0%  |
| 不明                            | 10 | 14.9% |

◇相談に訪れたきっかけ

| きっかけ           | 人数 | 割合    |
|----------------|----|-------|
| 新聞、広報紙、ちらしで知った | 2  | 3.0%  |
| ポスターで知った       | 0  | 0.0%  |
| インターネットで知った    | 11 | 16.4% |
| テレビやラジオで知った    | 0  | 0.0%  |
| 家族や知人に聞いた      | 6  | 9.0%  |
| 他部署・他機関からの紹介   | 23 | 34.3% |
| その他            | 7  | 10.4% |
| 不明             | 18 | 26.9% |

(2) 令和3年度 消費生活センター その他の業務

|   | 名称         | 内容                  | 担当                  |
|---|------------|---------------------|---------------------|
| ① | 消費生活に関する講座 | 市民に対する消費生活に関わる各種講座  | 市職員 外部講師<br>消費生活相談員 |
| ② | 啓発物品の作成と配布 | 消費トラブルの未然防止やセンターの広報 | 市職員<br>消費者団体会員      |

① 消費生活に関する講座などの実施状況

消費生活センターでは、消費者被害の未然防止に関する講座や、地域での出前講座等を開催しています。

しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定例的に開催していた消費生活に関する募集型の講座（消費生活展記念講座、生活設計の講座、料理教室等）はすべて中止としました。

また、地域での出前講座等については、コロナ禍での市民ニーズを汲み取りながら、Web会議を活用した出前講座を開催する等、通常時とは形を変えて5回実施しました。

なお、啓発物品の配布については、消費者被害の未然防止や消費生活センターの周知を目的として、啓発物品の作成と配布を実施しており、令和3年度は、反射扇子を作成しました。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、各啓発講座が例年どおり実施できなかったため、啓発物品を配布する機会が減少したことで市内どこでも出張講座での配布のみとなりました。

◇実施講座内容及び参加人数など

| 講座名                    | 内容   | 開催回数 | 参加人数 |
|------------------------|--|------|------|
| 消費生活出前講座<br>市内どこでも出張講座 | 消費者被害の未然防止を目的として、消費生活相談員等を講師として市内の各地域で実施する啓発講座 | 5    | 287  |

令和3年度版 市民相談のまとめ

令和4年（2022）年 7月発行 携帯サイトQRコード

発行部数 64部

発行：茅ヶ崎市

編集：市民安全部 市民相談課

〒 253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467（82）1111

FAX 0467（57）8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

